

平成28年7月19日（火曜日）

第2回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成28年第2回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君

Ⅱ 第 6 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について

【小石浜排水区雨水管渠築造工事】

Ⅱ 第 7 議案第 6 3 号 平成 2 8 年度松島町一般会計補正予算（第 3 号）について

午前10時00分 開会

○議長（片山正弘君） 皆さん、大変ご苦労さまです。

平成28年第2回松島町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

町長より挨拶の申し出がありますので、町長より挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第2回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、議会臨時会にご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、財産の取得が1件、工事請負契約の締結が3件、平成28年度補正予算が1件についてご提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（片山正弘君） 本日の議事日程等はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、13番阿部幸夫議員、1番澁谷秀夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第59号 財産の取得について

○議長（片山正弘君） 日程第3、議案第59号財産の取得についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第59号財産の取得について提案理由を申し上げます。

今回の財産を取得することにつきましては、社会資本整備総合交付金（復興枠）で予算の配

分を受けた町道根廻磯崎線道路築造事業に必要な土地を取得するものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道根廻磯崎線道路築造事業、根廻地区に係る財産の取得につきまして説明いたします。

A3判資料の1ページ目、町道根廻磯崎線の全体図をお開き願います。

町道根廻磯崎線につきましては、国道45号根廻地区と県道奥松島松島公園線磯崎地区を結ぶ町道であります。起点部につきましては、国道45号の根廻交差点より石巻側に約550メートルの箇所、終点部につきましては、県道奥松島松島公園線磯崎西ノ浜のセブンイレブン前となっております。

根廻磯崎線につきましては、全体延長が2,430メートルありまして、路線中間付近の黒線箇所につきましては、美映の丘部分であります。道路築造が完成しており供用開始をしております。

終点側磯崎地区であります青線箇所につきましては、東日本大震災復興交付金事業によりJR跨線橋を含め整備中でありまして、道路部分が平成28年度、JR跨線橋が平成30年度に完成する予定となっております。

起点部根廻地区の赤線箇所につきましては、社会資本整備総合交付金（復興枠）での整備を行っておりますが、事業期間といたしましては平成26年から平成30年度までの5カ年計画となっております。

根廻地区につきましては、現在調査設計がほぼ完了いたしまして、今年度より用地買収を実施しております。事業全体の工程といたしましては、平成28年度で用地買収をおおむね完了したいと考えております。工事につきましては、今年度後半より切土工、盛土工に着手し、平成30年度に舗装工を行い完成する予定であります。

資料の2ページ目、用地概要説明図をお開き願います。

今回の事業用地取得につきましては、国道45号起点側の4筆でありまして、図面右上の買収内訳にありますが、4筆合計で9,497.95平米であります。土地単価につきましては、雑種地が1万3,300円、山林が1,300円であります。

図面左下の道路計画平面図につきましては、用地取得箇所の道路計画であります。青線が根廻磯崎線及び国道45号の計画線となっております。現在は山となっております、山を切り下げまして道路を築造するものであります。

また、国道45号の交差点部に右折レーンを設置いたしますので、国道部分も用地買収が必要となります。図面右下の公図写しにつきましては、用地買収箇所を赤色で着色しております。

43-1及び38-1の一部につきましては、国道45号の拡幅部分であります。

議案書に戻りまして、用地買収の内容につきましては、取得する財産、松島町根廻字人笈38番1の一部、43番1の一部、48番20の一部、48番21の一部であります。合計地籍が9,497.95平米、取得金額1,394万2,735円、契約の相手方、XXXXXXXXXX氏であります。

平成28年6月17日に仮契約を締結しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私から1点、今説明がありました今回の買収対象地箇所9,497.95平米、国からの買い上げの分と、これは個人になりますね、契約相手方等に対しての単価、地目毎におけるの決定のプロセスというんでしょうか、過程を説明いただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 単価の決定につきましては、不動産鑑定を行いまして単価の決定をしております。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 不動産鑑定評価のほうに委託をかけるという場合は1社なんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 実際のところは1社で鑑定評価をしております。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） その1社が鑑定評価において有資格者が出す単価ですから相違ないということですが、ちなみにこの近隣における近傍類似での取引とか、そういったことは町側はあらかじめ調査はされているんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 土地単価につきましては、最終的には不動産鑑定士さんに評価をしていただくんですけども、近傍類似とか松島町全体の中での復興事業関係でも買収をしていることがありますて、それとの整合性をとりながら町としても確認をいたしまして不動産鑑定士さんの単価を採用しているという形になります。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 図面を見させていただいて、1つは根廻磯崎線ということで今回はお一方の4筆ということなんですが、全体で買収する面積や対象人数は幾らぐらいになるのかということと、それから、もう一つはP2の図面でお示しいただいているわけですが、その左側の図面を見ますとちょうど青線の間付近に道路がもう既に形成されるのかなというふうに見えるのがありますが、この用地、道路が必要な部分だけではなくて、山の部分、斜面になるのか平坦になるのかわかりませんが、その辺どんな形で工事が進むのかもお聞きしておきたいということと、今お話ししたようにちょうど中間あたりの道路の構想があるようなんですが、この辺についてどんな考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、用地の全体でありますけれども、用地の全体の取得予定の面積につきましては、6万9,266平米となっております。

こちらは今立ち会いも終わっておりますけれども、最終的な測量結果で少々のはずれはあるかと思えます。それで筆数ですけれども、105筆、地権者がダブっておりますので49人です。全体の取得金額は約1億4,000万円ほどが取得金額となります。

それと、先ほどの2ページ目の下の図面、2番の道路計画平面図でございますけれども、斜線に塗った部分につきましては、全部切り土を行いまして、平場になる予定となっております。同じく反対側で山の形の等高線が抜けておりますけれども、この部分も全部切り土を行いまして平場になる形となります。それから、中間付近に道路がございます。この道路につきましては、国道45号の交差点をつくりますと、もう1本根廻磯崎線の上のほうに町道がございますが、その町道からの右折ができなくなるという、国道への右折ができなくなるということで、こちらの道路をその町道につなぐ予定となっております。ですから、買収する上の田んぼの部分も最終的には買収して町道と根廻磯崎線をこの中間付近でつなぐという形で計画をしております。以上であります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで切り土して平場にすると、それで向かい側もそうなるというお話

なんですが、そうすると、ここの将来的な土地利用の構想があるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今回買収いたしますのは、上の青の斜線の部分につきましては買収いたしまして町の土地となります。反対に下の白く塗ってある部分につきましては、個人の土地のままという形になりますので、全部切り土は行いますが町の部分として平場ができるのは斜線部分となります。

こちらの根廻磯崎線の道路部分の勾配が約5%、国道に向かって5%の下り坂になります。ですので、一連した平場にはならないという形で考えておきまして、何ブロックかに分けまして段になるような形の平場ができるという形になります。将来計画につきましては、今のところはございません。工事施工中は現場のヤードとして使いたいと思っております。工事が全部完了いたしましたら町の資材置き場とか防災関係の資材置き場とか運動公園の臨時的駐車場とかに考えていきたいと思っております。これはまた調整中であります。それから、町といたしましてもここから少しお金を生めないかというのもありまして、借地等も考えながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、これは地権者の方から一括して購入してほしいと、こういうことではなくて町側から積極的に購入すると、こういうことだったのかどうか、その辺。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 当初地権者と最初に話をしたときは、のり面をつくりまして、山を全部切らない形で道路の用地交渉に当たりました。のり面をつくりますと大体残地がほとんど端のほうに筋状に、線状に残るという形になりましたので、地権者からはそれでは了解できないということで話をされております。2回目の交渉に行ったときになんですけれども、今度は全部平場に切りますので、町の道路部分だけを売ってほしいという話をしております。それでも上の斜線の塗った部分が余りスペース的に広くないので、その部分は町で買収していただきたいということでしたので、それでないと応じていただけないということでしたので、こちらのほうを買収させていただきました。以上です。

○議長（片山正弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第59号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議案第60号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第60号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災に係る農山漁村地域整備交付金事業として実施する銭神漁港防潮堤整備工事に関するものであり、去る6月30日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、銭神漁港海岸保全施設の防潮堤整備を行うものであります。

工期は平成29年3月31日であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、銭神漁港防潮堤整備工事の契約につきまして説明いたします。

A3判の資料をお開き願います。

東日本大震災で津波の襲来を受けたことにより海岸線で防潮堤の整備が進められておりますが、漁港海岸で防潮堤のない箇所につきましては、水産庁補助事業の農山漁村地域整備交付金（復興枠）での防潮堤の建設を行っております。

町の漁港につきましては、銭神漁港と古浦漁港の防潮堤が対象箇所であります。

今回の工事箇所であります銭神漁港につきましては、図面左上の位置図にあります。手樽海浜公園東側から松島佐勘松庵の手前までであります。

図面右上の計画平面図をごらんください。

銭神漁港防潮堤につきましては、防潮堤のない区間及び防潮堤の低い区間につきまして防潮堤の高さをTPプラス3.3メートルで整備を行うものでありまして、手樽海浜公園東側の銭神第二排水機場付近より町道手樽富山駅線沿いを通り漁港の船揚場奥まで築造を計画しております。

防潮堤の全体延長につきましては、395.9メートルであります。今回の工事では図面赤で着色しております325.9メートルにつきまして防潮堤築造を行うものであります。

工事概要といたしましては、防潮堤全体の重力式擁壁工延長325.9メートル及び防潮堤下部の地盤改良工2,364立米を行うものであります。

防潮堤の形状につきましては、図面下にあります3タイプでありまして、赤で着色している箇所を実施いたします。タイプ1は、海浜公園側になりますが既設防潮堤のかさ上げのみ、タイプ2は、銭神排水機場の前付近になりますが既設防潮堤を生かし海側へのコンクリート継ぎ足しを行います。タイプ3は、漁港カキ処理場周辺になりますが、現地盤の地盤改良を行い、新たに防潮堤を築造いたします。

次ページをお開き願います。

入札の結果であります。

入札方法は、条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ3者から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、東亜建設工業株式会社東北支店を請負契約予定者としたものであります。

契約金額は、1億9,764万円であります。

また、仮契約につきましては7月6日に締結しております。

なお、工期につきましては平成29年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

ただいま説明いただいた中で、特にタイプ1とタイプ2での使い分けで全面張りコンクリートとするタイプ2の部分がなぜにタイプ1のほうの側の全面、これは捨石を入れたじゃかごか

何かで施工されているのかな、既存の部分。その違いでタイプ1のほうはあえて防潮堤の高さの部分で継ぎ足しの部分がちょっとくっついた状態のタイプ1にしていると、そういった施工断面の施工方法も含めてですが、タイプ1とタイプ2の違いをまず教えていただきたいのが第1点目。

それから、タイプ3の地盤改良、これはどんな地盤改良工法をもって地盤改良しようとされるのか、その部分で合わせて2つお願いしたいのですが。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） タイプ1とタイプ2は、まず土質条件といいますか、地盤条件の違いがあるのが1つです。タイプ2のほうは、ちょうど中間付近になりますけれども、こちらは土質条件が悪いということでコンクリートを継ぎ足しという形になっております。

あと、タイプ2の箇所につきましては、町道手樽富山駅線と近接する箇所となっておりますが、その手樽富山駅線自体も歩道を拡幅する計画がありまして、単純に上に継ぎ足しをしますと歩道がなくなるというような。タイプ1を見ていただくと裏側にコンクリートを少し継ぎ足している部分もありますので、その辺の歩道スペースがなくなるということもありまして、既設の防潮堤を壊して前に出しながら歩道のスペースを確保するという形で形が変わっております。

地盤改良でございますけれども、地盤改良につきましては、パワーブレンダーというものがありますが、バックハウ装着の機械で上から攪拌をするという形になっております。この工法につきましては、同じ地区でやっておりますフットボールセンターの前の道路改良でも使用しておりますけれども、今一般的な工法として使われている工法となっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ちょっと気になったんですけども、やはりタイプ1、タイプ2における地盤ですね、既存の土どもに対してのボーリング調査とかなんとかやって、そういった判定でもってこういった施工の手法をとられるんでしょうけれども、かなりタイプ2におけるところの地盤というのは深さも含めてですけれども、悪質な地盤帯と理解していいんでしょうか。このエリアの中でそのようなことが大きく生まれているんでしょうか。その辺が知りたかったんですけども。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） かなり悪質というわけではなくて、設計時点でボーリング調査をしております。その土質関係を確認した上でこのタイプ1の箇所につきましては、かさ上げで十

分対応できるという形になっております。基本的にはつくりかえという形になるんですけども、既設防潮堤を利用していけないかということでタイプ2のほうも既設防潮堤を利用しながら設計するという形になっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） なぜこんな質問をするかという、究極的にはやはり東日本大震災における護岸の被害の程度から判断してもこういったことは最低限想定できるんだということで、構造体がどうこうではなくて、タイプ選定についても業者さんに委託してこういったタイプで施工するよということで委託成果を得たんだらうと思うんですけどね。そういったことの前提として、この前の東日本大震災における被害想定からこのような工事断面にということが前提にないとちょっと理解しがたいなと思ったので、あえて遠回しでしたけれども聞かせていただきました。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。太齋議員。

○9番（太齋雅一君） 議運でもお話し申し上げましたが、この業者について先日他県で事故を起こして入札指名停止をされている業者でございますので、その辺皆さんも知っているし、町民も知っている。そういう業者に工事発注していいのかという話が出てくると思いますので、この間課長が私に説明していただいたとおりの内容なり、きちっと議会の中でも説明してください。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） それでは、ご説明いたしますが、東亜建設の件につきましては、新聞報道等により了知しているわけでございますが、データ改ざん等による社内調査報告というのがありまして、それは8月になるという見込みでございます。その結果をもちまして国が処分を行う予定であるということなので、現時点においては国でもやっていないということでございます。

なお、7月15日に宮城県の契約課のほうに電話で確認をしております。その結果、まだ県でも指名停止はしていないということで、国からもまだその点については連絡がないということでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） 自分たちで審議を重ねた結果、この業者、最終的には指名停止になるんですか。この内容で。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 指名停止になるかならないかはまだ今の段階ではこうだとは申し上げられませんが、今財務課長がおっしゃいました8月ごろまでに社内の報告がありますよと、これを受けて国がどういう対応するか、あと県の対応、そうすると必然的に町もというふうになってくるかと思います。この辺の流れが今の報告で8月末ごろまでということが社内調査と、それを受けて国ですから、それ以後どこかではやっぱりそういうのはあるのではなかろうかと思っています。ただ、はっきりなるとは今の段階では申し上げられませんが、多分そういう流れは出てくるのではないかなと、時期的には多分10月、11月、12月ごろにはなってくるのではないかと。早く流れればそれはそれとして町のほうにも連絡が来るという形になります。

○議長（片山正弘君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） 工事の真っ最中に現実に指名停止になった業者が町の工事をしている状況が全面的に出てくるわけですよ。そういったときに町はどういう言いわけをするのか、その辺も含めてこういう問題が出たときに将来的にそういう見通しがあるのであればなおさらもう1回入札見直しとかするなり、やっぱり県なり国が指名停止業者にするような業者が工事している松島町であってはいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、こういう話題があって、まずこういう工事を発注する段階で我々の契約事務審査委員会の中でももませていただきました。取り扱いの方法について、結果としては財務課長が言ったような結果になるわけですが、どうなんだという話は一応話として委員のみんなでその辺はもませていただいたと。ただ、結論的にはそういうことがあったということまでは社内調査にも出てきているけれども、その辺の対応は国・県等まだ出てきていないところもあるということで、流れとしては通常の流れでというふうに考えております。本来からすれば、かもしれないわけですから、そういうときの取り扱いというのは大変難しいんですけれども、ただ、今の段階でこれをどうだということはなかなか難しい。相手方に促すことはあるかもしれませんが、今の執行の段階でこれはだめですよとか、もう1回執行をやり直すということは大変難しいことだというふうに考えて、普通の流れで進めさせていただいたということでもあります。

○議長（片山正弘君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） 後々、町の判断のミス云々を問われないようにひとつよろしく願います。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。7番高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 私のほうから漁業組合の立場からお聞きしたいと思いますが、次の61号もそうなんです、一応コンクリートを使う工事ということで、赤間建設課長もよくご存じのとおり、松島湾はノリの養殖の種場になっておりますので、9月の半ばから10月いっぱいまでコンクリートを使う工事はなりませんというふうになっております。それできょう議決してすぐに工事が始まるわけではないんですが、そのことをぜひ頭に入れていただいて、私どもが窓口にはなりますが、今度の29日にも総会があるんですが、松島湾浅海漁業振興協議会という組織がありますので、そちらとよく話し合っただけでぜひそういう問題が起きないようにしていただきたいと思っております。何かありましたら課長のほうから。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 工事につきましては、コンクリート工事となりますので、浅海漁場組合さんとは十分協議をしながら進めていきたいと思っております。ただ、今から準備に入っていくわけですが、本格的なコンクリートの打設時期というのはノリの種つけ時期を外した時期からのスタートと考えておりますのでよろしくお願ひします。協議はさせていただきますと思ひます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第60号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第5、議案第61号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第61号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災に係る漁港施設災害復旧事業として実施する名籠漁港防潮堤災害復旧工事に関するものであり、去る6月30日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、名籠漁港防潮堤の災害復旧工事を行うものであります。

工期は平成29年3月31日であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、名籠漁港防潮堤災害復旧工事の契約につきまして説明させていただきます。

A3判の資料をお開き願います。

今回の工事箇所につきましては、名籠漁港であります。図面左上は位置図であります。手樽の名籠地区にある漁港であります。

名籠地区防潮堤につきましては、既設の防潮堤がありまして、災害復旧により防潮堤の高さをTPプラス3.3メートルに復旧を行うものであります。漁港の災害復旧工事につきましては、古浦、名籠、銭神の3漁港を1工事で契約しており、平成25年度から平成27年度までの3カ年で実施しております。現在のところ工事はまだ完成しておらず、繰越工事となっておりますが、今年度末に完成予定となっております。

平面図をごらんください。

名籠漁港の災害復旧工事につきましては、青で着色しております物揚場などの漁港施設及び防潮堤の一部につきまして完成しております。

今回契約する部分といたしましては、堤防式になっております天端部及び陸側のり面部のコンクリート工及び漁港入り口の陸閘を設置するものであります。陸閘につきましては、現在あるものと同じ構成式のスライド式の扉であります。赤丸の箇所が陸閘設置箇所でありまして、名籠漁港カキ処理場前の入り口であります。赤着色部分につきましては防潮堤箇所であります。

工事概要といたしましては、施工延長189メートル、天端工189メートル、法面工189メートル、陸閘工幅5メートル高さ1.73メートルのものが1基であります。

右上の標準横断図につきましては、薄い黒い色の箇所が既設の防潮堤です。図面の左側は海になりますが、新設の防潮堤につきましては、海側に防潮堤を出しまして築造を行います。海側の大きい三角の部分はコンクリートの擁壁です。陸側は盛り土を行いますが、盛り土の天端とのり面はコンクリートで覆います。今回赤で着色している箇所が天端部とのり面部になり施工箇所となります。

次ページをお開き願います。

入札結果であります。

入札方法は、条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ1者から申し込みがあり、入札を行った結果、第2回目の入札において予定価格に達し、東亜建設工業株式会社東北支店を請負契約予定者としたものであります。

契約金額は、8,424万円であります。

また、仮契約につきましては7月6日に締結しております。

なお、工期につきましては平成29年3月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。太齋議員。

○9番（太齋雅一君） 防潮堤は人の生活の安全のための防潮堤だとは思いますが、この名籠地区の漁業関係者、今後、このカキ処理場を使って漁業を継続する方々は何軒ぐらいあるんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 名籠地区につきましては、昨年度でカキをむいている方が3名ございました。ことしも3名カキをむくのかなと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） 大分移転が進んで高台のほうに移転されて漁港周辺に住んでいる方も少なくなっていると思われれます。その辺も含めて漁業関係者なりともこれ以上の設備投資が進まないようなやり方も町としても考えていかなければならないときに来ているのではないかと思います。松島の漁協の衰退というのは目に見えて進んでいますので、その辺も含めて漁業関係者との会話も重ねながらやってほしいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、漁業関係者の後継者問題等々は名籠だけではないんですけれども、

全体的に昔はカキ処理場が7カ所あったんですけれども、今は3カ所ぐらいに集約されてきていると。

それで、去年からは名籠地区に関しましては、早川が名籠に入ってやってもらっていると、それについても昔ほどむいている方は多くないと、ただ、そこで名籠のほうはやっぱり名籠在住の方だけではなくて、後継者の方がここで営業できるようなシステムを漁港の管理者ともいろいろ協議する必要があるんだろうと、最終的には松島町内で、余りこれは憶測でしか言えないのですけれども、松島の海風土さんの前にある松島カキ処理場も大分少なくなっておりますので、こういったところをどういうふう to 今後整備していくかというのを全体的なものの考えとして考えていく必要があるだろうと思っております。後継者不足と合わせて施設整備を考えていきますので、よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） 漁業の産業というのはカキがメインでありますし、松島の食を考えれば観光客の皆様方に提供する食の中心はカキということになっていますので、地場産業を含め維持をするために人を養成していく、地域でまちおこししているところはやっぱり町の地場産業をしっかりと新しい形で町を挙げて進められて、まちおこしがされて、人もまた入ってきている。新しい人がどんどん入ってきている町がふえています。

私たち9月に島根県の海士町に行きますけれども、あそこは島の中でもどんどん人口がふえて若い人たちが入っていつている。どういう流れの中でそういうまちづくりをしているのかを私たちは勉強したいと思って視察に行くわけですけれども、各地でやっぱり町が一体となってこの人口減少を、町の衰退を防ぐための努力というのをこの松島町は先に立って進めなければならない。この問題についてやっぱり専門の職員を置いて新しい形のまちおこしを考えられる職員を育てなければならないと思います。そうでないとこの松島町、日本全国の中でも危ない町に指名されて現在町が進んでいるわけですから、これをきちっとなくすための努力を櫻井町長中心になって本気になって日本三景の松島という名に恥じないまちづくりをしてほしいなと思いますので、よろしくお願ひします。その辺についての考え方をぜひ。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 少子化と人口減の問題も絡むんですけれども、今できるだけ数多く会議、委員会、もしくはそういう団体の話し合いに私も含めて担当課長が出席していろいろ意見交換していますけれども、漁業だけではなくて農業もありますし、それからもう一つはつい最近ですけれども、高城町の駅前商店街を本気になって考えるという人たちも十何名かのグループ

が出てきていますので、そういった各種の団体がコラボしてまちづくりをやっていくとおのずとよい町になってくるんだらうということを負っていますので、その辺に重点を置いてやっていきたいと。それと、若い人たちがそういうところで活発化になってくると必然とお子さんというんでしょうか、結婚する方々もふえてきてくれるのではないかと期待を持ちながらまちづくりをやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） とにかく厳しい町になっていきますので、思い切った財政投資なりしながら若い人たちが町に入ってこられるような状況づくりを本気になって考えてほしいと思います。そのためにも職員もそういう認識のもとで、町が破産すれば職員も何もいないんだから、この町ね。だから、そこまでの危機感を持って松島町を維持するための考えを議会等にも本当にどんどん出してほしいなと思いますし、我々議会としても我々も考えてこの町が減びないようなまちづくりに目を向けていきたいなと思いますので、危機感を持ってみんなで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第61号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第62号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第6、議案第62号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第62号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する小

石浜排水区雨水管渠築造工事に関するものであり、去る6月30日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、雨水管渠築造工事425.3メートルを行うものであります。

工期は平成29年3月31日であります。

なお、詳細につきましては、水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、小石浜排水区雨水管渠築造工事につきましてご説明させていただきますと思います。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

今回の工事箇所の位置図でございまして、赤丸で着色している松島字小石浜地内の雨水管渠の築造工事でございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

工事施工箇所の平面図でございます。工事概要といたしましては、赤色実線で表示している全体延長425.3メートルの雨水管渠を整備するものでございまして、可変勾配側溝186.7メートル、ボックスカルバート238.6メートルでございます。

また、雨水管渠の築造に当たり支障となる水道管の移設、2カ所の赤丸実線箇所でございます及び汚水管の移設工事、こちらは赤丸の点線箇所でございます及び舗装復旧工等を行うものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

今回整備する雨水管渠の標準横断図でございます。上側が可変勾配側溝の標準横断図でございまして、幅400から900ミリ、高さ500から1,200ミリの可変勾配側溝でございます。

下の図は、900掛ける900のボックスカルバートの標準横断図でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

入札結果でございます。

入札方法につきましては、条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ2者から申し込みがありましたが、1者が辞退し、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、奈良建設株式会社仙台支店を請負契約予定者としたものでございます。

また、仮契約につきましては7月6日に締結しているところでございます。

なお、工期につきましては平成29年3月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきたいと思います。

今回のこの仕事はほとんど平成29年3月31日までだと、今までの議案もね、今回もそうだったというようなことであります。今回の工事はこのように小石浜の住宅地の中をずっと通って今回の工事が入っていくというような工事であります。そういう中でA3判の右側から45号沿い、左が仙石線ですね、そういうことでこの赤部分のところをずっと図面を見ますと、道路の真ん中部分、それから山側、住宅地の端ですね、そういうところが工事予定箇所になっております。そういう中でこの中に全部住宅地が張りついているわけでございます。そうすると、工事の間、抜け道はここ1本しかないんですね。小石浜というのは抜け道が1本しかございません。出入りは。そうすると、この工事の人たちの通行というんでしょうか、通勤、通学、買い物、いろんなこと、救急車、全ていろんなものも含めての対策というんでしょうか、車の出入り、それから駐車も当然ここに入れられないわけですから、ある一定の期間は、そういうところの駐車場、車をどこに置くのか、車が入りしなればいんですけれども、そうはできないと思います。そういう中でどのようなお考えを検討されているのか示してください。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 色川議員さんのご質問で工事の施工のときの通行どめの考え、住民などの駐車場の考えということで多分2点かと思われるんですが、基本的に水道事業と考えているというのも、一般的にこういう工事に、いわゆるV S側溝の部分ですけれども、工事をするに当たっては20メートルから30メートルを1スパンで区切って工事を進めていくということになります。今のところ工事中は通行どめということですが、歩行者は通行可ということで図面の左側の奥のほうになってくるとやっぱり道路幅員も狭いということもございしますので、場所によってはなるべく夜は開放したいんですが、夜間も通行どめになる可能性があるということでございます。

また、国道45号から小石浜に入る入り口の部分そちらは結構道路幅員も広いもので、ボックスカルバートの施工箇所にはなるんですが、そこは今のところ工事としては片側通行でもいけるのかなということで誘導員も配置も見ていますので、誘導員をきちっと配置して国道から小石浜に入ってくるボックスの部分は片側交互通行ということで考えておるところでございます。

また、平日昼間の住民の駐車場の関係でございますけれども、今のポンプ場の土木工事をしている業者と今回の雨水管渠をしている業者が同じ業者ということでございまして、小石浜支館の裏に現場事務所をお借りしているということもございまして、多分そこが一緒の現場事務所になるのかなと思っております、そこに住民の方の駐車場の確保ということで今考えておるところでございます。なお、議決いただきましたらその業者と再度打ち合わせをしながら色川議員さんのご質問のように通行規制の問題、住民の駐車場の問題ということを改めて整理させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、説明受けまして、問題は工事やったら当然車の通行できないというのは住民の方もある程度納得できると思うんです。しからば駐車場はどうするのやと、今言われたように業者さんの、支館、あそこ広いですから、そのところに提供して考えるというようなことで答弁なさいました。それは1つでありますけれども、しからば今度国道45号の道路際のボックスカルバート、ここにも工事が入るわけでしょう。この図面見ると。入り口は菅原さんといううちなんですけれども、その敷地をずっとボックスカルバート入ると、そうするとここも出入りできなくなる可能性が出てくる。こうなった場合どうなるわけですか。こうなったときの対策は。だからやっぱりこの辺も含めて今20メートル、30メートル間隔で仕事やりますよというご答弁でしたね、その辺も含めて、とにかく道路1本しかないんですから、このところの出入り口の対策の工事、車の出入り、これをちゃんと検討していかないと大変なことになる可能性もあるので、その辺どのようにお考えになってますか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 色川議員さんの出入り口の関係ですけれども、今現場事務所を借りているのは小石浜支館の裏側なもので、それであればちょうど折り目のあたりの町道のほうから真っすぐ入るルートも確保しながらこちらの大観荘さんのほうに行くルートということで、どちらか生かしながらということで、この辺は請負業者と出入り口の関係は調整させていただきたいと思っております。

また、国道45号沿いのポンプ場のほうに向かっている部分赤色の部分についても入り口の部分は若干広いですが、入ってくると狭くなっている部分もあるので、その辺も誘導員とかもつきながら入り口車1台通れるような格好とかその辺についても請負業者と調整しながら住民の駐車場の確保、出入り口通行等、危なくないような確保ということで検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 住民もちろんそうなんですけれども、緊急車両ですね、救急車やなんかは大きいですから、そういうことも含めながら十分対策をとって、高齢の方も多くいらっしゃるのですね、やっぱりそういうことも非常に十分に考えられますので、その辺の対策もちゃんととっていただきたいと思います。

それから、今駐車場、工事現場の人と調整しながらやりますよと、どのぐらいの駐車スペースとれるんですか。何台ぐらい。その辺は検討していましたか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 今の予定しているのが小石浜のポンプ場の土木工事のほうも動いているもので、最大五、六台はとれるのかなということで先ほど申し上げたように20メートル、30メートルスパンでやったとき、もし五、六台で足りなければ現場事務所の方が別なところに置くとか、住民の方優先とかということでその辺は再度調整させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 所長、五、六台と言いましたよね。あそこ何軒家がありますか。それから見たら今大概のうちは1軒に2台とか、そのような感じに車があるわけでしょう。そういうふうになりますと、大観荘さんに言いながらあそのスペースをその期間だけ貸していただくとかそのような折衝もすべきではないかなと思うんですね。それから特例として45号側の山の下のほうにね、あそのところに置かせてもらうとか、本当に緊急措置的にまず台数あそこに何台あるかと、そういうことも検討して何台置ける可能性があるのか、残ったらどのようにするのかということまで検討しながら対策をとっていただければいいのかなと思います。それで当然このことは住民の説明、これだけの工事が入りますから、かつて小石浜地区には住民説明会というのはやったのかと思います。やりましたですね。いつやったのか。そのときにこういう状況の道路の車の状況の話までなされたのかどうか、どのようにお考えになっていますか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 駐車場の件でございますが、小石浜地区が何軒、何台というのは把握しておりませんので、そこは何回も同じ話になりますけれども工事の進捗に合わせてスパンの関係でそちらの分で間に合うのか、あとは色川議員さんがおっしゃるように大観荘さんとの折衝ということにつきましてはご検討させていただければありがたいと思っておるところでございます。

また、住民の説明会の件ということでございますけれども、平成26年11月8日土曜日になりますが、小石浜支館におきまして、小石浜の雨水排水の全体の計画につきまして住民説明会を行っているところでございます。既に工事が完了しております小石浜側の護岸のかさ上げ、現在施工中であるポンプ場、そして今回提案している雨水管渠の築造工事について全体をご説明しているというような状況でございます。

そのとき説明の中で各工事に着手する場合は住民の方々からは周知をお願いしたいというお話で改めて説明会等の開催というお話はなく、今回のポンプ場につきましても各戸にチラシの配布ということで現在も工事している状況でございます。

しかしながら、改めて平成26年から約1年半ぐらい経過しているという中で、今回の管渠工事と先ほど色川議員さんが言われた駐車場の問題というところも踏まえて、行政委員さん、区長さんと相談しながら再度住民説明会を開催したほうがいいのか、それともチラシ等での周知がいいのかということでご相談して進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、平成26年11月説明会をやったよと、それで今回のこの工事については1年半前ということで今度はある程度通行どめにもなると、生活に多少かかわりあるというようなことになりますのでね、今所長が言われたように改めてこのような状況になりますと、書面よりも皆さんに直接行って説明するべきではないのかなと私は思うんです。そのほうが優しい町政づくりだと思うんですよ。町長。町長どうお考えになっていますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 雨が降るたびに小石浜はいろいろなことがあったわけですがけれども、この工事が実は6月の議会のとにかける予定が落札しなかったという経緯があって、きょう臨時議会でかけられるようになったと、割と早い期間に応札してくれた業者がいてよかったなと思っています。それでこれまでの工事はどちらかというと住んでいる方々が余り関係ないといったら変ですけども、自分たちの身近なところでないものだから割とそういうチラシ等で理解できたんだと思いますけれども、所長が今答えたように、今議員が言われた緊急車両の問題とかいろいろありますので、まずは前区長さんがここにいますので、前区長さんのご意見等を聞きながら説明会、1回で済むのか2回で済むのかわかりませんが、この工事が安全に終わるように重ねて地域で検討していきますのでよろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ぜひ地域住民の皆さんに直接説明をしていただければと思います。

最後の質問ですけれども、今回このように雨水工事が今、浪打浜、旧水族館の前の工事も行われておまして、やっとこのように進んでいるという感じが見えます。

それで、この雨水ですけれども、この間まで九州の大雨、千葉の大雨、とんでもない雨が降っているわけですね。それで、松島町は47.5ミリの雨量で排水ボックスカルバートの計画をしていると、今とんでもない雨が降って短時間に記録的大雨とか、80ミリ、100ミリとかそういう対応はどこだつてできないわけ、それはわかります。そういうことで、特に小石浜、海岸地区、こういうところは急な雨がどつと冠水するわけで、やっぱり行政の皆さんにはこれは危ないと思う前に避難勧告とかそういうものを十分に早目に出していただきたい。被害が出てからでは役場は何しているのやということになりかねませんので、やはり早目早目の対策をとって、これは庁舎内で何回も話し合っていることだと思いますけれども、なお一層その辺頭の中に入れて、即実行というようなことでお願いしたいと思います。答弁ありましたらお願いします。なかったらいいです。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） さきの雨のことは今言われたとおりで、想像できないところがあるということでもあります。この避難的な話は今まで何回か話しさせていただきました。そういうことで庁舎内でもいろいろもんでいることは確かであります。それを受けまして危機管理監とか町長の判断とかいろいろありますが、そういうことで早目の対応はしていきたいと、この間吉田川もありましたけれども、そういう意味で早目の判断をできる限りして対応させていただきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私は1点です。総延長雨水管渠425.3メートル、可変勾配側溝とボックスカルバートで三様合わせて流末のポンプにまで持っていくということなんですが、地表面との関係で可変勾配側溝をお使いになる、あるいはボックスカルバートをお使いになるという計画でありますけれども、私がお伺いしたいのは、衛生上の観点が強いんですけれども、ますの設置箇所数ですね。それから平均勾配、それとあわせて維持管理等を完成形においてはどのように描いておられるのかを伺っておきたいと思うんですけれども。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 大変申しわけございません。ますの個数ですけれども、詳細の

個数は資料を持ってこなくて大変申しわけございませんが、標準的な勾配ですけれども、V S、いわゆる可変勾配側溝が1.1パーミルから1.7パーミルと、あとボックスについても1.1パーミルの勾配でセットするということをごさしまして、なぜこのボックスと可変勾配側溝の違いとということがあるんですが、小石浜地区のいわゆる仙石線の上の大観荘さん側から水が来ている部分があると、こういう表現はおかしいんですけども、地下のほうからも道路のほうに来ている部分があるということで、そちらの部分の受ける部分もV Sのほうで受けながら、山側についてはボックスで流していくということをごさします。

あと維持管理の話になりますけれども、標準的にはオープン水路であれば年に1回の土砂撤去とか草刈りということをやっていますけれども、どうしてもボックスの部分になってくるといことと、水の流れとか、量とか、土の入りとか、その部分が今後どうなるかということがちょっと今予測できない状態でそれらを一度セットしたのを見きわめをしながらバキューム車で吸ったほうがいいのか、それとも通常の雨水側溝みたいに土砂とかのたまりの量が少ないとか、そういうことを踏まえて2年に一遍の土砂の撤去にするかということで、そちらのほうは設置後に維持管理のことについて、大変申しわけないですけども考えていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 雨水管渠ですから、いわゆる1パーミル、1,000分の1というか、パーミルで勾配設定すると、そうすると当然常に土砂だまりが発生する状態が生まれると、それを維持管理しないでいくと有効断面も徐々に欠落していつて常に滞留した状態が生まれると、そしてやがては衛生上も好ましくない状態、そういった状態がこの地域の場合容易に想定できるからこそその将来維持管理を想定した構造体であり、維持管理をもつての工法ですね。今水道所長がおっしゃったように強制的なバキューム等での吸い上げと、これは定期的に小まめにやらないとこの地域は衛生上の大変な状態が生まれてしまうんだということが容易に想定できるわけですから、その辺はここからは要望ですからあれですけども、地域に配慮した維持管理体制を組んでいただけたらありがたいということだけお願いして私は終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第62号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

ここで若干の休憩に入りたいと思います。再開を11時25分といたします。

休憩に入ります。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第7 議案第63号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第63号平成28年度松島町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第63号平成28年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業第15回配分交付可能額通知のありました事業及び復興庁から既に交付金が配分されている事業について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出、補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして4ページをお開き願います。

2款総務費1項11目電子計算費につきましては、社会保障・税番号制度のシステム整備に伴う総合運用テストの実施に要する経費を補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成28年6月24日付で第15回配分交付可能額通知のありました事業に係る東日本大震災復興交付金について全額積み立てるものであります。

18目復興推進費につきましては、東日本大震災時に長時間にわたり停電した実態を教訓とし、停電時に避難所における電力確保のため自家発電装置を整備するものであり、石田沢防災まち

づくり拠点施設外2施設の整備に要する経費を補正するものであります。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、高城地区避難道路整備に係る踏切改良2カ所についてJR東日本との協議が調ったことから詳細設計業務に要する費用並びに手樽地区の避難道路3路線の工事に要する費用を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業に係る一般財源負担分について措置される見込み額について補正するものであります。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました社会保障・税番号制度のシステム整備に対する国庫補助金配分額通知に伴い補正するものであります。

6目東日本大震災復興交付金につきましては、第15回配分可能額通知に伴い補正するものであります。

19款繰入金2項4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興交付金事業に対して繰り入れするものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） それでは、2款1項11目電子計算費の13節委託料について補足説明させていただきます。

主要事業説明資料ナンバー1をごらんください。

住民情報システム社会保障・税番号制度対応改修事業になりますが、本事業については6月定例会において障害者福祉、児童福祉等、厚生労働省所管分の各システムに係る総合運用テスト実施のための予算を計上させていただきました。今回の補正につきましては、事業概要の①事業内容に記載の住民基本台帳システム、地方税システム、団体内統合宛名システムなど総務省所管分のシステムに係る総合運用テスト実施のための予算を計上しております。

国庫補助金の額につきましては、事業概要の②国庫補助概要に記載のとおり、国より5月下旬に示されました総務省所管分の総合運用テストに係る資料内容に基づき算出した各システムの補助対象事業費に各補助率を乗じ合計で119万2,000円を計上しております。

補助率につきましては、記載のとおり住民基本台帳システムが補助率10分の10、地方税務シ

システムが補助率3分の2、団体内統合宛名システムが10分の10となっております。以上でございます。

続きまして、松島町復興交付金事業に係る第15回配分の内容について説明させていただきます。

歳入15款2項6目東日本大震災復興交付金の資料をごらんください。

資料1枚目は第15回申請において配分を受けた採択事業の概要、2枚目A3判の図面が配分事業の位置図となっており、赤実線が対象路線となっております。

第15回申請につきましては、平成28年5月19日に交付金事業計画書を提出し、平成28年6月24日付で交付可能額の通知を受けております。

申請事業は、町道手樽富山駅線道路整備事業の1事業であり、事業完了までに必要な残りの工事費2億8,294万8,000円、交付金2億2,635万8,000円を申請し、申請どおり採択されたものであります。補助率は交付対象事業費に対し80%となっております。

また、歳入歳出補正予算事項別明細書の3ページをごらんください。

6目の東日本大震災復興交付金につきましては、ただいま説明したとおりです。

19款2項4目の東日本大震災復興交付金基金繰入金の補正額3億66万2,000円につきまして説明いたします。

補正予算事項別明細書の4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。

基金繰入金の内訳につきましては、まず2款1項18目復興推進費について、既に配分を受けております13節委託料と15節工事請負費の合計8,088万3,000円に対する交付金相当額として、財源内訳のその他になりますが、6,066万2,000円、次に、8款2項3目道路新設改良費について既に配分を受けております13節委託料と今回第15回申請で配分を受けました15節工事請負費の合計3億854万8,000円の交付金相当額として財源内訳のその他になりますが、2億4,594万円となります。これら2つの目に係る交付金相当額を合計し、基金繰入金が3億66万2,000円となっております。

なお、次回第16回の申請時期につきましては、10月の予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは、2款1項18目環境防災班所管の補正予算の説明をいたします。

主要事業説明資料の右肩に2と付されております資料をごらんになっていただきたいと思います。

ます。

事業名、自家発電装置整備事業でございます。東日本大震災におきまして長期間の停電により避難所生活など支障を来したため災害時におきまして直ちに電力の供給が行えるよう自家発電装置を整備するものでございます。

町内5カ所に設置する計画となっておりますが、ことし6月末にフットボールセンターの体育館隣に1カ所目が完成しております。第一小学校校舎北側には2箇所目が現在建設中ということになっております。

今回の主な事業内容につきましては、残り3カ所分の自家発電装置の整備工事費と施工管理業務委託費に要する経費を補正するものでございます。

次ページの資料の1枚目をお開き願いたいと思います。

現在大規模改修中の旧緑松会館北側に発電容量10キロボルトアンペアの発電装置を予定しております。発電容量10キロボルトアンペアにつきましては、一般家庭が3から6キロボルトアンペアですので、約1軒から3軒分に相当する発電量となっております。燃料につきましては軽油となっております、使用時間につきましては燃料の容量が390リットルとなりますので、1日最大の消費燃料が118リットルとなっておりますので、連続で3日間の使用が可能となっております。

発電いたしました電力につきましては、避難所の天井や通路、トイレなどの照明やコンセントへの電力供給ということになっております。

資料の2枚目をお開き願いたいと思います。

設置箇所は松島運動公園温水プール北側に発電容量20キロボルトアンペアの発電装置を予定しております。こちらは発電容量が20キロボルトアンペアとなっておりますので、一般家庭の約3軒から6軒分に相当する発電量となっております。こちらも軽油となっております、燃料の容量が490リットル、1日最大の消費燃料が161リットルとなりますので、こちらも連続3日間の使用が可能となっております。こちらの動力も温水プールの照明やコンセントへの利用となっております。

資料の3ページをお開き願いたいと思います。

こちらの設置箇所につきましては、石田沢防災まちづくり拠点施設の北側に発電容量20キロボルトアンペアの発電装置を予定しております。

先ほどの運動公園と同じ規格の発電装置となりまして、石田沢防災まちづくり拠点施設の照明、コンセント及び多目的トイレへの電力供給となっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、8款2項3目の避難道路整備事業につきまして説明させていただきます。

建設課主要事業説明資料の3をお開きください。

こちらのA3判の資料1ページ目をお開きください。

高城磯崎地区の避難道路整備事業になります。

今回の補正につきましては、仙石線高城町駅の仙台側及び石巻側にあります磯崎踏切及び第2磯崎踏切につきましてJRとの基本的な協議が調いましたので、踏切工事受託協定に向けた踏切詳細設計費用を補正するものであります。

計画では両踏切とも車道幅が6メートル、歩道幅が2.7メートル、合わせまして8.7メートルの整備を予定しております。

続きまして、資料の2ページ目をお開き願います。

手樽地区の避難道路整備事業であります。

手樽地区の避難道路整備事業につきましては、図面左上の路線名がございますが、2事業5路線を実施しております。現在工事に着手しておりまして、復興交付金第15回申請で事業最終までの工事費を申請しております。補正額工事費2億8,294万8,000円につきましては、図面赤線の手樽富山駅線、銭神大浜線、名籠線の残工事区間及び変更分についての工事費を補正するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私のほうからは自家発電装置整備事業に関してお尋ねしておきます。

自家発電装置、赤間危機管理監から説明あったように3日程度有事の際には自家発電対応ができる状態ということで一般家庭にすれば3ないし6軒程度の能力を持ったものを設置するということですが、自家発電装置は今、各行政区のコミュニティ、集会、そういったところにも備えていただいています。それで私どもは地域のいろいろな諸活動に自家発電装置を活用させてもらったり、いろいろ試運転しながら運転状況を見て管理するわけですが、こういった施設の場合にはどのような管理体制を描いておられるのですか。そここのところをお伺いしておきたいんですけども。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 今回の自家発電装置の設置箇所につきましては、既存の避難施設ということで、今現在の避難所建設しておりますがそういったところは可動式の発電装置で供給はできるんですけれども、既存の建物ですと可動式の発電装置からの電気の供給を受け入れようとしますとなかなか設備の改修が必要だということでございまして、今回の仕様で町内5カ所の避難施設に設置させていただいております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、今の答弁であれですけれども、その避難施設、やがては指定管理者になるのかわかりませんが、そういったところが定期的に試運転等をかけながらいざ有事にはスムーズな運転、動作ができるようにという体制で進むという理解でいいんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 管理のほうは設置当初は保守点検の部分は1年間の保証ということで必要はございませんが、定期点検は毎年必要ということでございまして、その部分に関しましては町のほうでその辺の保守管理はさせていただこうと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ちょっと理解にそごがある。1年目は保守点検を契約してくださる委託業者さんが担保するんですか。もう一度そのところ。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 保守の部分につきましては、メーカーでの保証期間ということで担保されております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） その辺がむしろ心配なんです。これまで水害とかいろいろな経験則からいうと、メーカーさんと契約しているからということで安心されるんだと思いますけれども、町の職員の中にもやはり電気技師さんとかおられて見回り点検パトロールできる体制がないと、これは水道事業所さんとかそういったポンプ施設扱っているところは特にですね、そういう経験則もある程度備わってはいると思うんですけれども、町側においても業者だけに頼ることなく自前のできるような体制をとっておくべきではないかと思うんですけれども、もうちょっとその辺答弁お願いします。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず自家発電の管理の問題、これは大きな建物の場合には通常保安協

会とか定期的に、そういうところはまずお願いするという形になります。そこで基本的なところはチェックしていただくと、それからあと日常的なところは試運転したりいろいろあるんですけども、そういうところは指定管理も出るし、町の職員もそういう公共施設ですので通常見ていくという形で二段構えという言い方はおかしいですけども、2つの体制で専門的な電気保安協会が見ていただくという形の体制をとらせていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第63号平成28年度松島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決せられました。

これで、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

平成28年第2回松島町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時44分 閉会